

後期計画策定の時代背景

1 基本認識

21世紀は社会変化のスピードがますます速くなり、年齢構成や産業構造の変化、さらには環境問題の深刻化と地方分権の推進等、これまでの価値観が変わる時代の転換点にあります。

また、生活水準の向上、自由時間の増加、核家族化、女性の社会進出など社会環境の変化を背景に、「物の豊かさから心の豊かさへ」、「横並び思考から個性の尊重へ」など人々の価値観やライフスタイルは多様化しているといえます。

このため、精神的ゆとりや心の豊かさを実感できる環境づくりや、それぞれの個性を尊重しそれぞれが個性を発揮でき、誰もが豊かで充実していきいきと自分らしく生きることのできる社会づくりが求められています。

後期基本計画においてはその大きなうねりの中で、江別のまちづくりをどう進めていくのか、基本構想で掲げた将来都市像を目指し、礎石を築く大切な期間となります。

2 時代の潮流

①環境共生社会

経済の発展と生活水準の向上は、膨大なエネルギーと資源の消費によって支えられてきました。その結果、地球の温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など人類の生存基盤に深刻な影響を与える地球規模での環境問題が顕在化し、我々にとって環境問題は地球規模で取り組まなければならない大きな課題となっています。

これ以上、環境に対する負荷を増大させることは、地球自体の環境保全システムの維持を難しくし、人類の生存に重大な影響を及ぼしかねません。

このため近年では、良好な環境の保全と創造という、環境資源に対する意識の高まりの中、市民一人ひとりが、原始林や石狩川など江別の財産である自然環境と共生する視点に立った「まちづくり」や「生活様式」などについて工夫を重ね、自然との共生と環境への負荷の少ない循環型社会を基本とするまちづくりを目指すことが求められています。

②少子高齢化

わが国の年齢階層別人口は、出生率の低下などにより14歳以下の年少人口の減少が進み、さらにいわゆる団塊の世代が退職年齢に達することで、15歳から64歳の生産年齢人口も減少が見込まれています。一方で老年人口の増加が見られるなど、本格的な少子高齢社会の到来と人口減少時代が始まったといわれています。

具体的に年齢階層別構成割合でみると、平成17年(2005年)に13.8%だった年少人口は平成25年(2013年)には12.3%と1.5%もの減少が見込まれ、一方、平成17年(2005年)に20.2%だった老年人口は平成25年(2013年)には25.2%と、5%も増加する見込みです。

少子高齢社会は、生産年齢人口の減少をもたらす、就業構造や産業構造の変化を始め、年金や医療などの社会保障制度、子育てのあり方、地域社会の維持など社会全般にわたり、大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

このため、従来型のまちづくりからの脱却を図り、安心して子どもを産み育てることができ、高齢者がいきいきと暮らすことのできる環境づくりが求められるとともに、誰もが住み慣れた地域で、心身共に充実して暮らせる社会づくりが必要となっています。

③多様な主体との連携

今日、都市化や核家族化などを背景に、地域の連帯感やふれあいが薄れつつある中で、地域や社会が抱える身近な課題を市民が自らの問題としてとらえ、自らの手で解決に向けて、積極的に取り組むことが求められています。

一方では公益的活動への市民の意識の高まりを背景に、公共サービスを行政だけでなく、多様な主体が担うという考え方が広がってきており、NPO^(注1)を始めとする公共サービスを担う新たな主体が成長しつつあります。

今後は、市民と行政との協働の仕組みづくりや新たな手法の活用など、活動支援などの取り組みを強化していくことが必要であり、「自助・互助・公助」の視点に立ち、市民・NPO・企業・行政などが手を携える協働をキーワードとした、まちづくりを進めていくことが重要になっています。

④高度情報化社会の進展

情報技術(IT)の進歩によって、あらゆる分野において飛躍的な情報化が進み、社会経済構造に大きな変化が生じています。

国においては「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」の制定や「e-Japan戦略」^(注2)によって、世界最先端のIT国家を目指す取り組みが進められており、地方自治体においても、行政の情報化など、電子自治体の構築に向けた取り組みが進められています。

こうした高度情報化社会の進展は、経済活動や市民生活における活動の広がりを可能にし、新たな産業の振興や簡素で効率的な行政運営の実現など、様々な分野の改善を通して市民生活の向上につながります。

本市においても、地上デジタル放送機器や携帯電話をはじめとする個人利用の情報通信機器の普及と高度化・高速化が進み、市民がいつでも・どこでも必要な情報を手にすることができる環境が広がっていくことが想定されるなか、行政には市民への情報伝達、情報発信、事務事業の効率化などに情報通信技術を積極的に活用しながら、ネットワークの安全性や個人情報の保護など市民の安心を確保するための取り組みが求められています。

⑤地方分権

地方分権一括法^(注3)の成立以来、本格的な地方分権社会を迎え、地方への税源移譲など多くの課題を残しながらも、各自治体では限られた財源の中で、より有効な施策を展開するために予算制度の見直しや評価制度を導入する動きがみられ、地域のことは地域自らの主体性と責任において取り組む方向へと歩み始めています。

地方が自らの意思と責任で魅力ある地域づくりを進めていくことで、国と地方との関係や、公的機能についての行政と民間との役割分担を見直していくなど、新しい行政システムを構築していく必要があります。

地方分権改革は時代が求める変革であり、自主・自立した地方分権の実現へ向けての構造転換が着実に進展する中、地方自治体には、自己決定、自己責任の理念に基づく分権時代にふさわしい、自主的・自立的な行財政運営が求められています。

用語解説

注1 NPO【nonprofit organization】

福祉や医療、環境保護など広範な分野で社会貢献や慈善など公益実現を目的に活動する市民団体。

注2 e-japan戦略

日本政府が掲げた、日本型IT社会の実現を目指す構想、戦略、政策の総体をいい、2001年1月に超高速ネットワークインフラ整備や電子商取引、電子政府の実現、人材育成の強化などを重点政策分野として定めている。

注3 地方分権一括法

(地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律)

地方分権改革の柱として、2000年4月に施行された。住民にとって身近な行政はできる限り地方が行うことを主な目的とし、地方公共団体の自主性と自立性を十分に確保するため機関委任事務を廃止し、自治体の処理する事務は自治事務と法定受託事務の2つに整理された。